

(海軍販売所等で購入した物品を亡失した場合の免税手続)

第三十七条 法第八十六条の二第三項において準用する消費税法第八条第三項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に亡失証明書を添付して、これを出港地の所轄税関長(その者が同条第一項に規定する免税購入対象者でなくなる場合には、そのなくなる時におけるその者の住所又は居所の所在地の所轄税務署長)に提出しなければならない。

一 五 省 略

2 省 略

(輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例)

第三十七条の三 法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合における消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)の規定の適用については、同規則第五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日。第三項において同じ。)」と、同規則第七條第一項、第七條の二第二項、第十條の四及び第十條の六第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(租税特別措置法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日)」と、同規則第十六條第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(租税特別措置法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日。次項及び第三項において同じ。)」と、同規則第十九條中「経過した日」とあるのは「経過した日(租税特別措置法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日)」とする。

2 省 略

(納税義務の免除の特例の適用を受けない旨の届出書の記載事項)

第三十七条の三の二 法第八十六条の五第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の名称(代表者の氏名を含む。以下この号及び次項第一号に

(海軍販売所等で購入した物品を亡失した場合の免税手続)

第三十七条 法第八十六条の二第三項において準用する消費税法第八条第三項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に亡失証明書を添付して、これを出港地の所轄税関長(その者が同項に規定する居住者となる場合には、そのなる時におけるその者の住所又は居所の所在地の所轄税務署長)に提出しなければならない。

一 五 同 上

2 同 上

(輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例)

第三十七条の三 法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合における消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)の規定の適用については、同規則第五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日。第三項において同じ。)」と、同規則第七條第一項、第七條の二第二項、第十條の四及び第十條の六第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(租税特別措置法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日)」と、同規則第十六條第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(租税特別措置法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日。以下この条において同じ。)」と、同規則第十九條中「経過した日」とあるのは「経過した日(租税特別措置法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日)」とする。

2 同 上

(納税義務の免除の特例の適用を受けない旨の届出書の記載事項)

第三十七条の三の二 同 上

一 届出者の名称(代表者の氏名を含む。以下この号及び次項第一号に

において同じ。）、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）

二〇五 省略

2 法第八十六条の五第五項及び第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二〇四 省略

（日本国籍を有する免税購入対象者の確認書類等）

第三十七条の四 施行令第四十六条の八の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、その者に係る領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明又は戸籍の附票の写しであつて、その者が最後に入国した日から起算して六月前の日以後に作成されたものとする。

2| 施行令第四十六条の八の二第三項第一号イに規定する旅券等に係る情報は、旅券等（同号イに規定する旅券等をいう。次条第五項第一号、第三十七条の四の五第一項及び第二項並びに第三十七条の四の六において同じ。）に記載された事項のうち、消費税法施行規則第六条第二項各号に掲げる事項とする。

3| 施行令第四十六条の八の二第三項第一号ロに規定する書類に記載された情報は、当該書類に記載された事項のうち、次の各号に掲げる書類の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一| 在留証明 次に掲げる事項

イ| 在外公館の名称

ロ| 発給年月日

ハ| 免税購入対象者（法第八十七条の六第一項に規定する免税購入対象者をいう。次号ロ及び次条第五項第一号において同じ。）の本籍

において同じ。）、納税地（納税地と本店又は主たる事務所の所在地が異なる場合には納税地及び本店又は主たる事務所の所在地。以下この号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）

二〇五 同上

2 同上

一 届出者の氏名又は名称、納税地（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この号において「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下この号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二〇四 同上

（酒類購入記録情報の記録事項等）

第三十七条の四

施行令第四十六条の八の二第二項第一号ロに規定する旅券等に記載された情報は、旅券等（同号イに規定する旅券等をいう。次条第五項、第三十七条の四の五第一項及び第二項並びに第三十七条の四の六において同じ。）に記載された事項のうち、消費税法施行規則第六条第一項各号に掲げる事項とする。

二 発給番号

二 戸籍の附票の写し 次に掲げる事項

イ 作成年月日

ロ 免税購入対象者の本籍

4 施行令第四十六条の八の二第三項第二号ロに規定する財務省令で定める書類は、同号に規定する運送契約に係る契約書の写し（当該運送契約を締結した年月日が記載されたものに限る。）とする。

5 施行令第四十六条の八の二第五項に規定する酒類購入記録情報とは、当該免税酒類（同条第二項に規定する免税酒類をいう。次条第五項第二号及び第三十七条の四の四第二項において同じ。）の税率の適用区分（品目を含む。第三十七条の四の五及び第三十七条の四の六において同じ。）及び当該区分ごとの数量が記録された電磁的記録（施行令第四十六条の八の二第五項に規定する電磁的記録をいう。）をいう。

（酒類購入記録情報の提供方法等）

第三十七条の四の二 施行令第四十六条の八の二第五項に規定する電子情報処理組織を使用して酒類購入記録情報（同項に規定する酒類購入記録情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）の提供を行う輸出酒類販売場（法第八十七条の六第七項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下第三十七条の四の八までにおいて同じ。）を営営する酒類製造者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該酒類製造者が消費税税法施行規則第六条の二第一項の規定による届出書（以下この項において「開始届出書」という。）を併せて提出するとき（当該開始届出書を提出すべき税務署長と当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長とが異なる場合に限る。）は、当該開始届出書を提出すべき税務署長を経由して提出することができる。

一 三 省 略

四 当該輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報の提供を承認送信事業者（施行令第四十六条の八の二第十一項に規定する承認送信事業者をいう。以下この号及び次条において同じ。）が同項前段の規定により行う場合にあつては、その旨及び当該承認送信事業者の識別符号（消費税税法施行規則第六条の二第一項第四号に掲げる識別符号をいう。）

2 施行令第四十六条の八の二第二項第二号ロに規定する財務省令で定める書類は、同号に規定する運送契約に係る契約書の写し（当該運送契約を締結した年月日が記載されたものに限る。）とする。

3 施行令第四十六条の八の二第四項に規定する酒類購入記録情報とは、当該免税酒類（同条第一項に規定する免税酒類をいう。次条第五項及び第三十七条の四の四第二項において同じ。）の税率の適用区分（品目を含む。第三十七条の四の五及び第三十七条の四の六において同じ。）及び当該区分ごとの数量が記録された電磁的記録（施行令第四十六条の八の二第四項に規定する電磁的記録をいう。）をいう。

（酒類購入記録情報の提供方法等）

第三十七条の四の二 施行令第四十六条の八の二第四項に規定する電子情報処理組織を使用して酒類購入記録情報（同項に規定する酒類購入記録情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）の提供を行う輸出酒類販売場（法第八十七条の六第七項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下第三十七条の四の八までにおいて同じ。）を営営する酒類製造者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該酒類製造者が消費税税法施行規則第六条の二第一項の規定による届出書（以下この項において「開始届出書」という。）を併せて提出するとき（当該開始届出書を提出すべき税務署長と当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長とが異なる場合に限る。）は、当該開始届出書を提出すべき税務署長を経由して提出することができる。

一 三 同 上

四 当該輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報の提供を承認送信事業者（施行令第四十六条の八の二第十項に規定する承認送信事業者をいう。以下この号及び次条において同じ。）が同項前段の規定により行う場合にあつては、その旨及び当該承認送信事業者の識別符号（消費税税法施行規則第六条の二第一項第四号に掲げる識別符号をいう。）

五 省略

2 省略

3 施行令第四十六条の八の二第五項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、同条第六項に規定する国税庁長官の定める方法により氏名又は名称を明らかにして酒類購入記録情報を送信する方法とする。

4 施行令第四十六条の八の二第五項の規定により酒類購入記録情報を提供する場合における当該酒類購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

5 施行令第四十六条の八の二第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 本邦から出国する際又は免税購入対象者でなくなる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長にその所持する旅券等を提示しなければならない旨

二 省略

6 施行令第四十六条の八の二第十項に規定する財務省令で定める書類は、前条第四項に規定する書類とする。

7 第一項から第四項までに定めるもののほか、施行令第四十六条の八の二第五項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（承認送信事業者による酒類購入記録情報の提供方法及び保存等）

第三十七条の四の三 消費税法施行規則第十条の五第一項の規定は施行令

第四十六条の八の二第十項前段の規定により承認送信事業者が同項第一号の契約に係る輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報を提供する場  
合について、消費税法施行規則第十条の五第二項の規定は施行令第四十六  
条の八の二第十項に規定する財務省令で定める書類について、それ  
ぞれ準用する。この場合において、消費税法施行規則第十条の五第一項  
中「令第十八条の四第一項前段」とあるのは「租税特別措置法施行令第  
四十六条の八の二第十項前段」と、「市中輸出品物販売場」とあるのは「輸  
出酒類販売場（租税特別措置法第八十七条の六第七項に規定する

五 同上

2 同上

3 施行令第四十六条の八の二第四項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、同条第五項に規定する国税庁長官の定める方法により氏名又は名称を明らかにして酒類購入記録情報を送信する方法とする。

4 施行令第四十六条の八の二第四項の規定により酒類購入記録情報を提供する場合における当該酒類購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

5 施行令第四十六条の八の二第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 本邦から出国する際又は居住者（法第八十七条の六第三項に規定する居住者をいう。）となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長にその所持する旅券等を提示しなければならない旨

二 同上

6 施行令第四十六条の八の二第九項に規定する財務省令で定める書類は、前条第二項に規定する書類とする。

7 第一項から第四項までに定めるもののほか、施行令第四十六条の八の二第四項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（承認送信事業者による酒類購入記録情報の提供方法及び保存等）

第三十七条の四の三 消費税法施行規則第十条の五第一項の規定は施行令

第四十六条の八の二第十項前段の規定により承認送信事業者が同項第一号の契約に係る輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報を提供する場  
合について、消費税法施行規則第十条の五第二項の規定は施行令第四十六  
条の八の二第十項に規定する財務省令で定める書類について、それぞ  
れ準用する。この場合において、消費税法施行規則第十条の五第一項中「  
令第十八条の四第一項前段」とあるのは「租税特別措置法施行令第四  
十六条の八の二第十項前段」と、「市中輸出品物販売場」とあるのは「輸  
出酒類販売場（租税特別措置法第八十七条の六第七項に規定する輸出酒

輸出酒類販売場をいう。次条第一項において同じ。」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報（同令第四十六条の八の二第五項に規定する酒類購入記録情報をいう。次項及び次条において同じ。）」と、「第十条の七第三項」とあるのは「消費税法施行規則第十条の七第三項」と、同条第二項中「令第十八条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十一項」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と読み替えるものとする。

2 消費税法施行規則第十条の六（同令第二十三条の三又は第二十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行令第四十六条の八の二第十一項前段の規定により提供した承認送信事業者による酒類購入記録情報の保存について準用する。この場合において、消費税法施行規則第十条の六第一項中「令第十八条の四第一項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十一項第一号」と、「市中輸出物品販売場」とあるのは「輸出酒類販売場」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、同条第二項及び第三項中「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と読み替えるものとする。

#### （輸出酒類販売場における酒類購入記録情報等の保存等）

#### 第三十七条の四の四

消費税法施行規則第七条（同令第二十三条の三若しくは第二十九条又は第三十七条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けようとする輸出酒類販売場を經營する酒類製造者による書類の保存について準用する。この場合において、同令第七条第一項中「法第八条第一項の規定の適用を受けようとする輸出物品販売場（同条第六項に規定する輸出物品販売場をいい、同条第八項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。第十条までにおいて同じ。）を經營する事業者は、令第十八条第三項第一号の規定により提供を受けた同条第一項第一号に規定する書類の写し、同条第三項第四号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類（同条第五項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）、同条第三項第五号に規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類（同条第五項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）、同条第三項第三号及び第六号」とある

類販売場をいう。次条第一項において同じ。」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報（同令第四十六条の八の二第四項に規定する酒類購入記録情報をいう。次項及び次条において同じ。）」と、「第十条の七第三項」とあるのは「消費税法施行規則第十条の七第三項」と、同条第二項中「令第十八条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十項」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と読み替えるものとする。

2 消費税法施行規則第十条の六（同令第二十三条の三又は第二十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行令第四十六条の八の二第十項前段の規定により提供した承認送信事業者による酒類購入記録情報の保存について準用する。この場合において、消費税法施行規則第十条の六第一項中「令第十八条の四第一項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十項第一号」と、「市中輸出物品販売場」とあるのは「輸出酒類販売場」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、同条第二項及び第三項中「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と読み替えるものとする。

#### （輸出酒類販売場における酒類購入記録情報等の保存等）

#### 第三十七条の四の四

消費税法施行規則第七条（同令第二十三条の三若しくは第二十九条又は第三十七条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けようとする輸出酒類販売場を經營する酒類製造者による書類の保存について準用する。この場合において、同令第七条第一項中「法第八条第一項の規定の適用を受けようとする輸出物品販売場（同条第六項に規定する輸出物品販売場をいい、同条第八項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。以下第十条までにおいて同じ。）を經營する事業者は、令第十八条第二項第四号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類（同条第四項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）、同条第二項第五号に規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類（同条第四項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）、同条第二項第三号及び第六号」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けようとする輸出酒類

のは「租税特別措置法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けようとする輸出酒類販売場（同条第七項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下この条において同じ。）を経営する酒類製造者（同法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）は、租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第三項第二号」と、「並びに同条第七項の規定により提供した購入記録情報（令第十八条の四第一項後段の規定により提供を受けた購入記録情報」とあるのは「及び同条第五項の規定により提供した酒類購入記録情報（同項に規定する酒類購入記録情報をいう。以下この条において同じ。）」（同令第四十六条の八の二第十一項後段の規定により提供を受けた酒類購入記録情報」と、「法」とあるのは「消費税法」と、「納税地又は当該譲渡に係る輸出品販売場の所在地」とあるのは「当該移出に係る輸出酒類販売場の所在地又は当該酒類製造者の消費税に係る納税地」と、同条第二項中「令第十八条第五項の規定により電磁的記録の提供を受け、同条第七項の規定により購入記録情報を提供し、又は令第十八条の四第一項後段の規定により購入記録情報」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第五項の規定により酒類購入記録情報を提供し、又は同条第十一項後段の規定により酒類購入記録情報」と、「輸出物品販売場」とあるのは「輸出酒類販売場」と、「事業者」とあるのは「酒類製造者」と、「電磁的記録又はこれらの購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、同条第三項中「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、「市中輸出品販売場」とあるのは「輸出酒類販売場」と、「事業者」とあるのは「酒類製造者」と読み替えるものとする。

2 消費税法施行規則第七条の二第二項（同令第二十三条の三若しくは第二十九条又は第三十七条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行令第四十六条の八の二第三項第二号の規定により免税酒類の引渡しを受けた国際第二種貨物利用運送事業者（同号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者をいう。次条第三項において同じ。）による書類の保存について準用する。この場合において、消費税法施行規則第七条の二第二項中「令第十八条第三項第三号又は第六号」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第三項第二号」と、「免税対象物品」とあるのは「同条第二項に規定する免税酒類」と、「同条第十二項」とあるのは「同条第十項」と、「同条第三項第三

販売場（同条第七項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下この条において同じ。）を経営する酒類製造者は、租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第二項第二号」と、「並びに同条第六項の規定により提供した購入記録情報（令第十八条の四第一項後段の規定により提供を受けた購入記録情報」とあるのは「及び同条第四項の規定により提供した酒類購入記録情報（同項に規定する酒類購入記録情報をいう。以下この条において同じ。）」（同令第四十六条の八の二第十項後段の規定により提供を受けた酒類購入記録情報」と、「法」とあるのは「消費税法」と、「納税地又は当該譲渡に係る輸出品販売場の所在地」とあるのは「当該移出に係る輸出酒類販売場の所在地又は当該酒類製造者の消費税に係る納税地」と、同条第二項中「令第十八条第四項の規定により電磁的記録の提供を受け、同条第六項の規定により購入記録情報を提供し、又は令第十八条の四第一項後段の規定により購入記録情報」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第四項の規定により酒類購入記録情報を提供し、又は同条第十項後段の規定により酒類購入記録情報」と、「輸出物品販売場」とあるのは「輸出酒類販売場」と、「事業者」とあるのは「酒類製造者」と、「電磁的記録又はこれらの購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、同条第三項中「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、「市中輸出品販売場」とあるのは「輸出酒類販売場」と、「事業者」とあるのは「酒類製造者」と読み替えるものとする。

2 消費税法施行規則第七条の二第二項（同令第二十三条の三若しくは第二十九条又は第三十七条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行令第四十六条の八の二第二項第二号の規定により免税酒類の引渡しを受けた国際第二種貨物利用運送事業者（同号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者をいう。次条第三項において同じ。）による書類の保存について準用する。この場合において、消費税法施行規則第七条の二第二項中「令第十八条第二項第三号又は第六号」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第二項第二号」と、「免税対象物品」とあるのは「同条第一項に規定する免税酒類」と、「同条第十一項」とあるのは「同条第九項」と、「同条第二項第三

号又は第六号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

(輸出酒類販売場で購入した酒類を亡失した場合の免税手続)

### 第三十七条の四の五 省 略

## 2 省 略

3 施行令第四十六条の八の二第十五項の規定により読み替えられた法第八十七条の六第三項本文の承認を受けようとする国際第二種貨物利用運送事業者は、消費税法施行規則第八条第三項に規定する申請書で、当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量を付記したものを、施行令第四十六条の八の二第十五項の規定により読み替えられた法第八十七条の六第三項本文に規定する消費税に係る納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

(輸出酒類販売場に係る電磁的記録に記録された事項に関する消費税法施行規則の規定の準用)

第三十七条の四の九 消費税法施行規則第二十七条の二第二項の規定は、法第八十七条の六第十一項において準用する消費税法第五十九条の二第一項に規定する電磁的記録に記録された事項について準用する。この場合において、同令第二十七条の二第二項中「令第七十一条の二第一項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる電磁的記録又は前項に規定する」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第二項に規定する」と、「第五条第六項、第七条第三項、第十条の六第三項、第十五条の三第二項、第十五条の四第四項又は第十六条第六項」とあるのは「租税特別措置法施行規則第三十七条の四の四第一項において準用する第七条第三項」と、「法」とあるのは「同法第八十七条の六第十一項において準用する法」と読み替えるものとする。

## 2 省 略

(蒸留酒類と混和できる物品の範囲)

第三十七条の四の十 施行令第四十六条の八の八第一項第二号に規定する財務省令で定める蒸留酒類(酒税法第三条第五号に規定する蒸留酒類をいう。)と混和できるものは、次に掲げる物品以外の物品とする。

### 一 三 省 略

号又は第六号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

(輸出酒類販売場で購入した酒類を亡失した場合の免税手続)

### 第三十七条の四の五 同 上

## 2 同 上

3 施行令第四十六条の八の二第十四項の規定により読み替えられた法第八十七条の六第三項本文の承認を受けようとする国際第二種貨物利用運送事業者は、消費税法施行規則第八条第三項に規定する申請書で、当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量を付記したものを、施行令第四十六条の八の二第十四項の規定により読み替えられた法第八十七条の六第三項本文に規定する消費税に係る納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

(輸出酒類販売場に係る電磁的記録に記録された事項に関する消費税法施行規則の規定の準用)

第三十七条の四の九 消費税法施行規則第二十七条の二の規定は、法第八十七条の六第十一項において準用する消費税法第五十九条の二第一項に規定する電磁的記録に記録された事項について準用する。この場合において、同令第二十七条の二中「令第七十一条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第二項に規定する」と、「第七条第三項、第十条の六第三項又は第十五条の四第四項」とあるのは「租税特別措置法施行規則第三十七条の四の四第一項において準用する第七条第三項」と、「法」とあるのは「同法第八十七条の六第十一項において準用する法」と読み替えるものとする。

## 2 同 上

(蒸留酒類と混和できる物品の範囲)

第三十七条の四の十 施行令第四十六条の八の六第一項第二号に規定する財務省令で定める蒸留酒類(酒税法第三条第五号に規定する蒸留酒類をいう。)と混和できるものは、次に掲げる物品以外の物品とする。

### 一 三 同 上

(自動車重量税の納付の事実の確認等の特例)

第四十条の五 省 略

2 法第九十条の十二の二第三項の規定の適用がある場合における自動車重量税法施行規則(昭和四十六年大蔵省令第六十六号)第十六条第一項の規定の適用については、同項第一号中「の使用者」とあるのは「について租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十条の十二の二第三項後段(自動車重量税の納付の事実の確認等の特例)の規定により自動車検査証の交付等を受けた者とみなされた者」と、同項第五号中「前条第四号」とあるのは「前条第四号ハ」と、同項第六号中「その他」とあるのは「当該通知が租税特別措置法第九十条の十二の二第三項前段の規定の適用を受けたものである旨その他」とする。

(自動車重量税の納付の事実の確認等の特例)

第四十条の五 同 上

2 法第九十条の十二の二第三項の規定の適用がある場合における自動車重量税法施行規則(昭和四十六年大蔵省令第六十六号)第五條の規定の適用については、同条第一号中「の使用者」とあるのは「について租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十条の十二の二第三項後段(自動車重量税の納付の事実の確認等の特例)の規定により自動車検査証の交付等を受けた者とみなされた者」と、同条第五号中「前条第四号」とあるのは「前条第四号ハ」と、同条第六号中「その他」とあるのは「当該通知が租税特別措置法第九十条の十二の二第三項前段の規定の適用を受けたものである旨その他」とする。